

Client Alert

モルディブ新商標法 – 2026/11/11 施行

15 January 2026

本アラートに関する お問い合わせ先 :



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
[Yosuke.Takenaka
@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



中野 綾子
アソシエイト
03 6271 9879
[Ayako.Nakano
@bakermckenzie.com](mailto:Ayako.Nakano@bakermckenzie.com)

要約

2025年11月11日、商標法（法律第19号/2025）がモルディブ共和国で署名され、2026年11月11日に施行される。商標法は、従来 Cautionary Notice 制度に依存してきたモルディブ共和国における商標保護のための、初の包括的な法的枠組みである。この法律は、2025年8月11日に成立し、2026年1月1日に施行されたモルディブ知的財産庁法に続くものである。

近年まで、モルディブ共和国には商標に関する法律が存在しなかった。そのため、商標、特許、意匠に関して保護を得るために、商標権者は Cautionary Notice を掲載することによって、コモンロー上の「パッシングオフ」の原則に依拠する必要があった。

2026年1月1日に施行されたモルディブ知的財産庁法は、モルディブ知的財産庁及び知的財産庁長官の設置を通じて、主として制度の基盤整備に焦点を当てたものである。

最近制定された商標法は、現行の警告公告提出という非公式な制度に代わり、国際基準により整合的な商標保護のための近代的な法的枠組みを構築することを目的としている。

商標法の主な特徴は以下の通りである。

登録手続と審査

商標法は、登録の前に商標出願を審査官が審査する制度を導入した。商標が登録された場合、正式な登録証が発行され、商標は10年間登録されることとなり、10年の期間満了時に更新することができる。

商標法は「先願主義」制度を採用しているが、本商標法の施行前に誠実に商標を使用していたことを証明できる商標権者も、商標登録を取得することができる。

拒絶理由

商標は、絶対的拒絶理由又は相対的拒絶理由に基づき拒絶される場合がある。商標法における絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由は、他国の制度と類似している。

- 絶対的拒絶理由：記述的商標、一般名称、取引上の慣用商標、機能的商標、不道徳な商標、欺瞞的商標、又は公的なシンボルを使用している商標は登録できない
- 相対的拒絶理由：出願商標が先行権利と抵触する場合（例えば、先行登録商標、周知商標、著作権、意匠権）、又は出願が不正の目的で行われた場合には、登録は拒絶される



商標権の範囲

商標法は、比較的広めの商標の定義を採用している。すなわち商標とは、商品又は役務を識別することができる標章であり、文字、ロゴ、形状、色彩、又はそれらの組み合わせを含む。商標の登録により、商標権者は混同を生じさせる恐れのある無断使用を防止する排他的権利を取得する。

商標登録は、絶対的又は相対的拒絶理由に基づき無効とされる場合があり、また、不使用、普通名称化、又は商標権者による使用が誤認を生じさせると判断された場合には、登録は取消されることがある。

譲渡・ライセンス

譲渡及びライセンスは、第三者に対する効力を生じさせるためには、知的財産庁長官への登録が必要である。未登録の譲渡は、当事者間では有効であるが、登録簿に依拠する第三者に対しては対抗することができない。

周知商標の保護

商標法は、外国で登録されたものを含む周知商標に対して保護を提供し、希釈化や無断使用から保護するものであり、類似しない商品や役務に対しても適用される。周知商標は、希釈化を防止するため、類似しない商品や役務に対しても保護を受けることができる。

執行権限

商標法は、商標権を保護するための包括的な執行手段を導入し、国際基準に沿った制度を整備している。

- 民事執行：商標権者は、混同を生じるおそれのある同一又は類似の商標の無断使用に対して法的措置を講じることができる。商標権者は、差止命令、損害賠償、侵害品の破棄、供給網情報の開示を求めることができる。
- 国境措置：商標権者は、モルディブ税関に対し、侵害の疑いがある貨物を入国地点で留置するよう申請することができる。侵害が確認された場合、裁判所は貨物の破棄又は商業流通からの除去を命じることができる。
- 刑事執行：偽造及び関連する犯罪は、MVR 100,000 から MVR 2,000,000（約 USD 6,500～130,000）の罰金で処罰され、偽造品の押収及び破棄の規定がある
- 行政及び司法審査：当事者は、無効や取消に関する長官の決定を、効率的な紛争解決と司法監督を確保するための多層的な制度による行政審査を通じて争うことができる

特殊な商標

商標法は、証明商標（所有者が商品・役務を証明するための標章）及び団体標章（会員の商品・役務を識別するために団体が使用する標章）の登録を認めている。証明商標の所有者は、自らの商品・役務を認証することはできず、団体標章はライセンスすることができない。



執行スケジュール

商標法は 2026 年 11 月 11 日に施行される。モルディブ共和国で Cautionary Notice を出した商標権者は、商標保護を維持するため、施行日から 1 年以内（2027 年 11 月 11 日まで）に商標の再出願を行う必要がある。

次のステップ

モルディブ共和国で Cautionary Notice を提出し、商標権を維持したい企業は、2026 年 11 月 11 日以降できるだけ早く商標の再出願を行うことが重要である。これにより、モルディブ共和国における商標の継続的な保護が確保される。モルディブは「先願主義」を採用するため、類似商標の登録を防ぐためにも早期の出願日を確保することが推奨される。商標法の施行日まで約 1 年あるため、企業は今から自社のポートフォリオを確認し、新しい商標法の下で再出願が必要な商標を検討すべきである。